

○東総広域水道企業団企業職員の職の設置に関する
規程

〔昭和56年4月1日〕
規程第3号

改正 昭和62年4月1日規程第3号 平成4年3月31日規程第1号
平成19年3月30日規程第1号 平成25年3月22日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、東総広域水道企業団職員定数条例（昭和48年東総広域水道企業団条例第4号）第3条第1号に定める企業長の事務部局の職員の職について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において職員とは、東総広域水道企業団水道用水供給事業の設置に関する条例（昭和48年東総広域水道企業団条例第1号）第4条に規定する事務局に勤務する職員（臨時又は非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）をいう。

第3条 削除

(職員の職及び職務)

第4条 職員の職は、次の各号の表の左欄に掲げるとおりとし、そのものの職務は当該右欄に掲げるとおりとする。

| 職 | 職務 |
|--------------------------------------|-------------------------------|
| 事務局長 課長 主幹 課長補佐 主査 係長 | 上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 副主査 | 上司の命を受け、事務又は技術をつかさどる。 |
| 主任主事 主事 | 上司の命を受け、事務をつかさどる。 |
| | |

| | |
|-------------|-------------------|
| 主任技師 技 師 | 上司の命を受け、技術をつかさどる。 |
|-------------|-------------------|

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規程第2号）抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。